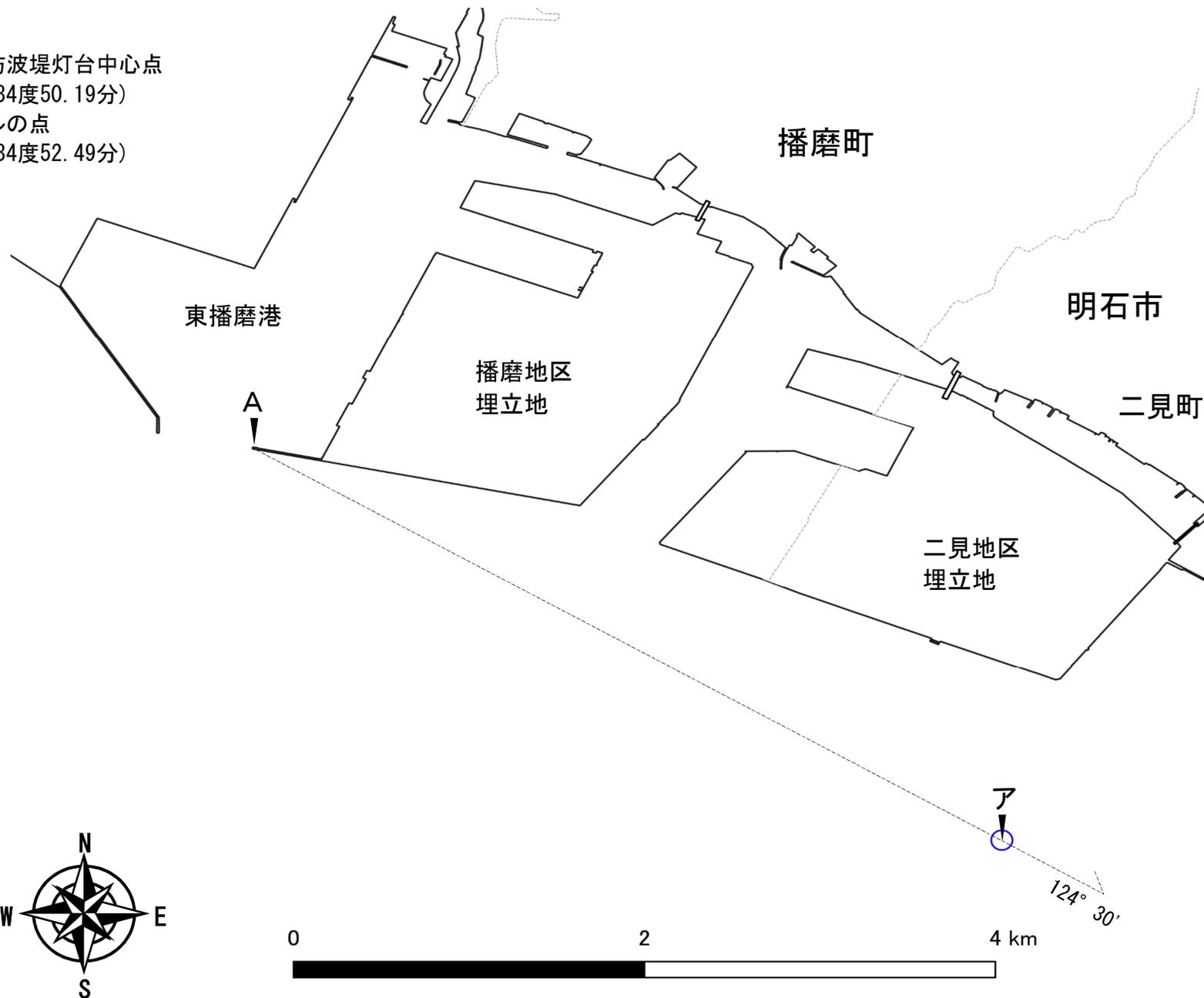


免許番号 共第304号  
漁場の位置 明石市二見町地先  
漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径50メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置

- A 加古郡播磨町東播磨港別府東防波堤灯台中心点  
(北緯34度41.84分、東経134度50.19分)
- ア Aから124度30分4.260メートルの点  
(北緯34度40.53分、東経134度52.49分)



令和5年9月1日 免許
共第304号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第304号		摘 要			

免許番号		共第304号		摘要			
共有漁業権事項							
順位番号	持分	事項	順位番号	持分	事項	備考	
	1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合  加古川市尾上町池田2133番地の1 東播磨漁業協同組合  加古郡播磨町古宮768番地 播磨町漁業協同組合  明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合  明石市二見町西二見1003番地の2 西二見漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 他4組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		